

公 告

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により実施した標記監査について、同条第 9 項並びに千曲坂城消防組合監査委員条例第 4 条の規定により別紙のとおり公表する。

平成 30 年 11 月 29 日

千曲坂城消防組合

監査委員 塚 田 明

監査委員 小 山 嘉 一

千曲坂城消防組合定期監査結果報告書

第1 監査月日

平成30年11月27日

第2 監査の対象

消防本部総務課、予防課、警防課、戸倉上山田消防署、更埴消防署、坂城消防署

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた平成30年度定期監査資料及び関係職員から所管事務の執行状況等（平成30年4月～10月）について聴取した。

第4 監査結果

各課から提出のあった資料については、適正に業務が行われていることを確認した。今後留意、改善を検討する事項として、借地使用料の妥当性の検討や、各消防署に配備されている救急車の購入年月日が古く、かつ、走行距離が多いものについては、計画的に更新を行い、地域住民の安心安全を確保できるよう配慮されたい。

また、昨年と比べて住宅用火災警報器の設置率向上が認められるので、引き続き住宅防火対策の強化を図るなど火災予防対策の推進に努められたい。

なお、女性職員の活躍推進に向けた取り組みや、職員の休暇取得率が低調とならないよう働きやすい環境づくりの推進に努められたい。

平成30年度の一般会計予算とその執行状況については、適正に処理されていると認められるので、今後も引き続き適正かつ効率的な予算の執行及び事業の運営に努められたい。